

平成30年度

エネマネ事業者登録要領

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)

平成30年4月4日

申請される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、S I Iとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、及びS I Iが定める「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）交付規程（S I I－30A－規程－001。以下「交付規程」という。）」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② S I Iから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料（申請書類、S I I 発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてS I Iの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、S I Iは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）」に定める期間をいう。（以下同じ。）
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑤ 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、S I Iは、補助金の受給者及びエネマネ事業者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑥ ⑤の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をS I Iに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、S I Iから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑦ S I Iは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をS I Iのホームページ等で公表（個人・個人事業主を除く。）することがあります。
- ⑧ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条の規定に基づき、刑事罰等が科されます。予め補助金に関する法令等を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

目 次

1. 全体概要	0 5
2. エネマネ事業者への登録要件	1 4
3. エネマネ事業者の登録方法	1 8
4. 登録書類の作成例	2 2

1. 全体概要

1. 全体概要

1-1 エネマネ事業について

平成30年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）」（以下、「本事業」という。）において、S I Iが指定する計測・見える化等の機能※¹を備えたエネルギーマネジメントシステム（以下「EMS」という。）を用いて、下記のエネルギー管理支援サービスを提供し、事業者と共同でより効果的な省エネルギー対策を実施する事業を「エネマネ事業」という。

本登録要領は、事業者と共同でエネマネ事業を実施する者（以下、「エネマネ事業者」という。）の登録について、必要な基準・手続き等を定めたものである。

※1 S I Iが指定する機能はP. 17別表I参照

【エネルギー管理支援サービス】（詳細はP. 15参照）

- ① 省エネルギー計画の立案
- ② 省エネルギー計画の確実な実施
- ③ 省エネルギー実績の把握と報告
- ④ 追加的な改善提案の実施

（参考）補助金の対象となるエネマネ事業

（1）エネマネ事業 ※単独申請可

「エネルギー管理支援サービス」に基づく省エネルギー計画の実行で、工場・事業場等の省エネ対策を一定程度達成する事業のことをいう。

（参考）平成29年度の申請要件

- ① 省エネ率 **2%**以上を達成する事業。（単位：k l）
- ② 電気需要平準化時間帯※のピーク対策効果率 **10%**以上を達成する事業。（単位：k W h）

※ 7月1日から9月30日、12月1日から3月31日の8時から22時のことをいう。

（2）省エネ対策事業

工場・事業場における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修により一定程度の省エネルギーが達成する事業。

（3）電力ピーク対策事業

工場・事業場における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等により、電気需要平準化時間帯の一定程度の電力使用量を削減する事業。

（参考）平成29年度の申請要件

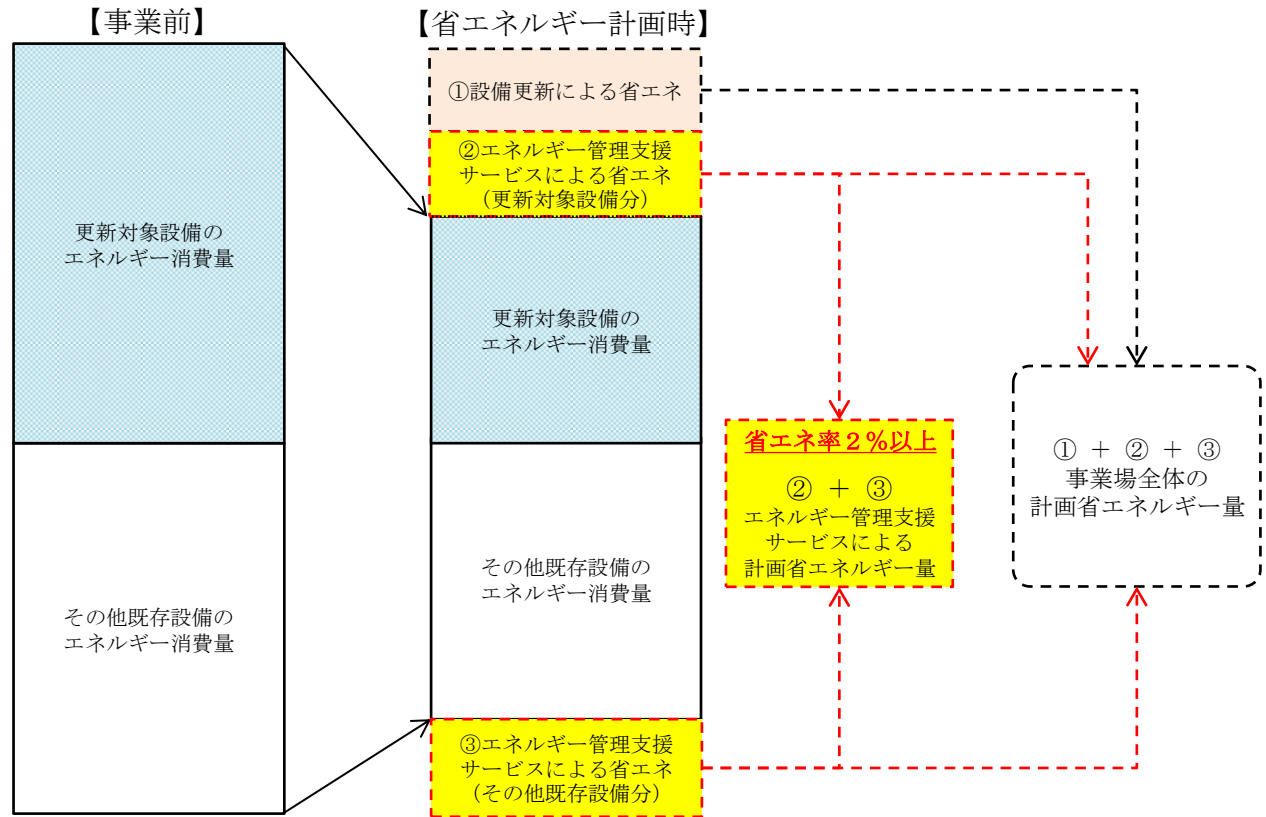
- ・（1）単独、（1）+（2）、（1）+（3）、（1）+（2）+（3）組み合わせのすべて申請可能。
- ・エネマネ事業の場合、（2）・（3）分を含めてすべて補助率1／2以内。

※申請要件は、平成29年度から変更する場合があるので、後日公表される公募要領を参照すること。

1. 全体概要

1-2 エネマネ事業の省エネルギー効果について

エネルギー管理支援サービスの省エネルギー効果には、「**制御効果に加え、実測に基づく運用改善効果**」も必ず含めること。ただし、運用改善効果は、事業者の自助努力や制御効果との切り分けが可能で、エネルギー管理支援サービスによるものであることが計測データ等で明確に示せる場合に限る。



【エネルギー管理支援サービスによる運用改善として認められる事例】

- 空調の立ち上げ時間変更による電力ピークシフト（契約電力削減）
- 分岐回路計測結果に基づく待機電力の削減、空調・照明等の消し忘れ防止徹底
- 計測結果に基づく設備運転方法改善（コンプレッサー圧力低減、ボイラー酸素濃度調整等）

【EMS制御による省エネルギー量計算として認められる事例】

機器種別	判断	想定値事例
照明	○	● 制御対象照明の各回路を直接実測した値 ● 各分電盤別電力消費量を実測、分電盤内の照明以外の電力消費量（OA・コンセント系）を実測し、差し引いて計算した照明の値 ● 調光制御を行う場合、調光出力と消費電力の比例関係を求めて計算した値
	×	● 分電盤単位の実測を消費電力内訳で按分した値（実測値に基づかないもの）
空調	○	● 制御前、制御中の空調機消費電力量実測値から空調機自体の削減量を算出した値 ● 熱源エネルギー削減量も加える場合、負荷計測温度等から熱量を算出し熱源負荷削減量として加算した値 ● 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値
	×	● 定格出力に負荷率を乗じて計算した値 ● 設定温度緩和の実測を公開値から算出した値など、実測値を根拠にしない値
熱源	○	● 外気取り入れ制御など負荷熱量調節で熱源負荷削減を図る場合、温度湿度計測値より外気エンタルピ演算にて負荷熱量を算出しこれを削減量とする値（実際の熱負荷削減量を演算している値） ● 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値
	×	● 建物用途、規模、エリアなどの条件が一致していない値に基づく計算値

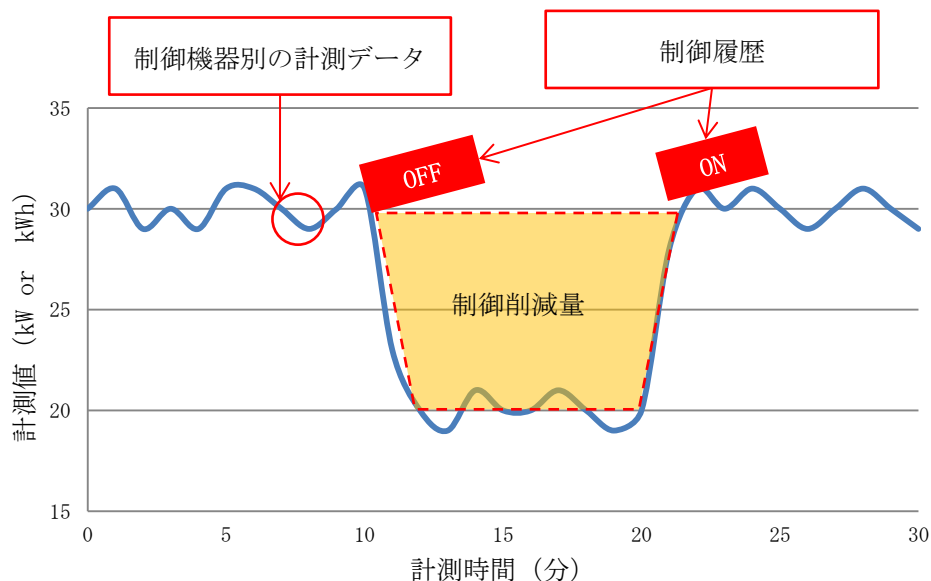
1. 全体概要

補足 EMS制御による省エネルギー量の計算方法

EMS 制御による省エネルギー効果は下記いずれかの方法で計測、計算を行うこと。

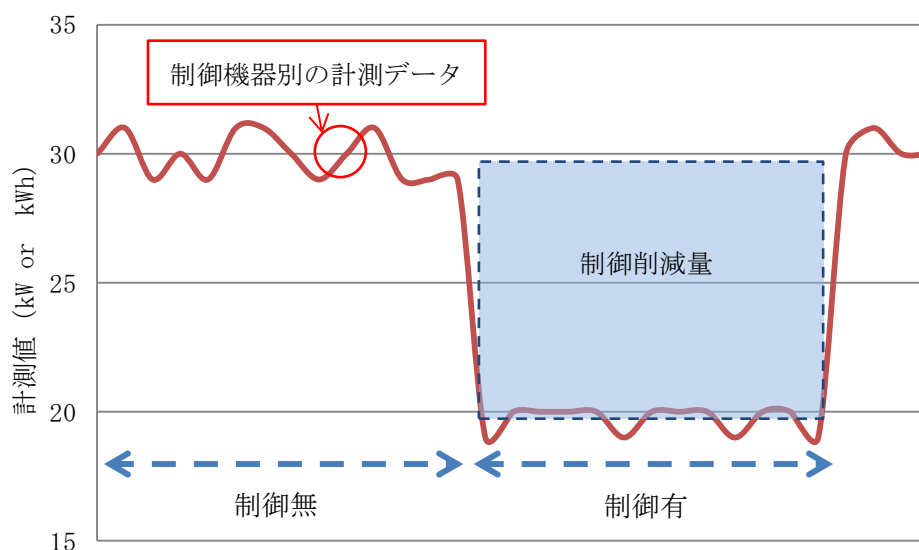
【原則】計測データと制御履歴から計算を行う方法

$$\text{EMS 制御省エネルギー量} = \text{削減出力（実測値）} \times \text{制御時間（実制御時間）}$$



【緩和】制御有無の計測データから計算を行う方法

$$\text{EMS 制御省エネルギー量} = \text{制御無エネルギー使用量実績} - \text{制御有エネルギー使用量実績}$$



- ✓ 制御有無は同じ条件（気温・負荷・生産量等）で計測を行うこと。ただし、条件に違いがある場合には、その影響を分析評価して計算に加えること。
- ✓ 制御有無の計測時間は、設備種類や制御方法に応じて、制御効果が十分に比較できる期間計測すること。
- ✓ 季節変動がある設備（空調等）は夏季・中間期・冬季で各々制御有無の計測を行うこと。

1. 全体概要

補足 EMS制御による省エネルギー量の計算方法

【認められない計算方法】

下記の方法は、制御省エネルギー量計算方法としては認められません。

●事業所全体のエネルギー削減量から計算する方法

$$\text{EMS 制御省エネルギー量} = \text{事業所全体省エネルギー量} - \text{設備の省エネルギー量}$$

●理論値を用いる方法

$$\text{EMS 制御省エネルギー量} = \text{削減出力（理論値）} \times \text{制御時間（実制御時間）}$$

ただし、理論値と実測値に差がないことを証明できる場合は、個別に認める場合がありますので、SIIへご相談ください。

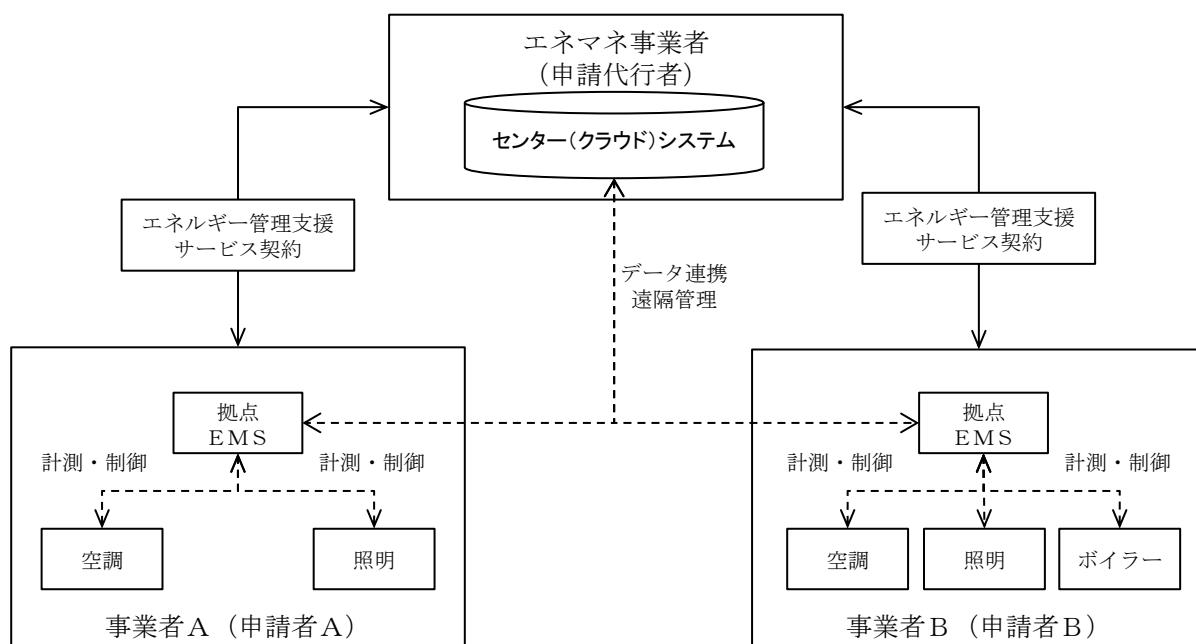
【その他】

本資料で例示している計算方法以外でも、実測と差がない計測・計算方法であれば、認める場合がありますので、事前にSIIへご相談ください。

1. 全体概要

1-3 EMS構成と機能について

本事業で補助対象となるEMSは、エネマネ事業者が管理する「センター（クラウド）システム」と、事業者の事業所に設置する「拠点EMS」から構成されるもののことをいう。エネマネ事業者はS I Iが指定する機能（P. 17別表I）及び、自ら提供するエネルギー管理支援サービスに必要な機能を実装したEMSを用いること。



[注意事項]

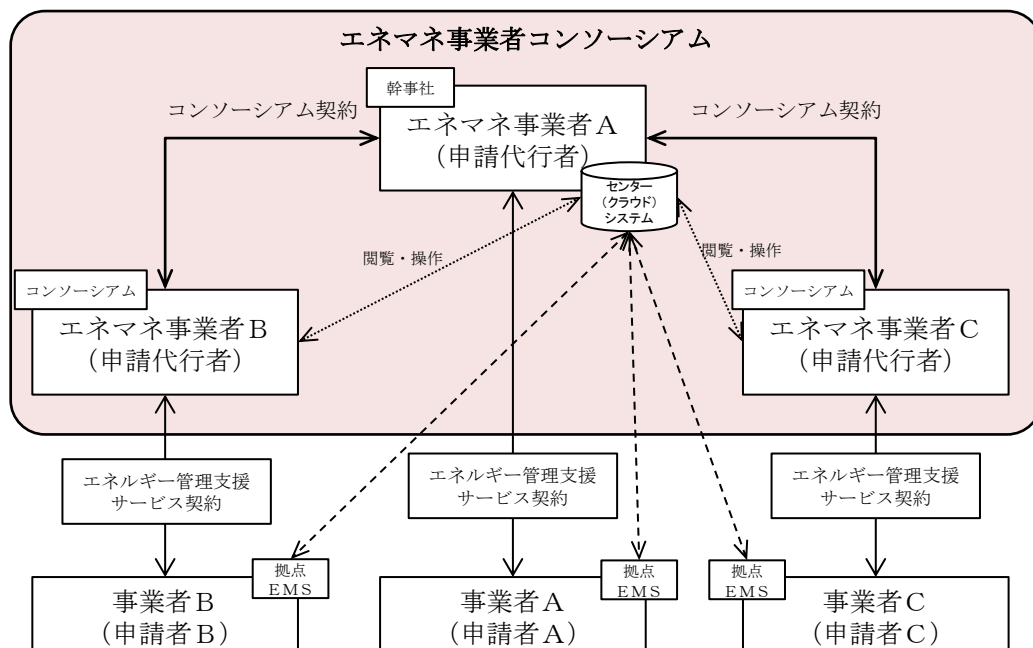
- 幹事社は、センター（クラウド）システムの管理権限を必ず有すること。
- EMSの補助対象範囲は後日公開する公募要領を参照すること。

※センター（クラウド）システムは補助対象外

1. 全体概要

1-4 コンソーシアムでの登録申請に関して

原則、単独でEMSを提供することを前提とするが、より広く展開することを目的に、「特定のEMSを相互共有して提供する場合」のみコンソーシアムを構成して申請することができる。コンソーシアムを構成する場合、センター（クラウド）システムの管理及びコンソーシアムをとりまとめる幹事社を1社選定しなければならない。



【注意事項】

- 個々の事業は、各々のエネマネ事業者が事業者の申請を代行すること。
- エネルギー管理支援サービスは、各々のエネマネ事業者が直接事業者と契約すること。
- 幹事社は、センター（クラウド）システムで運用を行う場合は、システム管理権限を必ず有すること。
- 幹事社は、自社が管理権限を持つセンター（クラウド）システムでコンソーシアムがサービス提供する全事業者のエネルギーデータの閲覧・データ抽出・遠隔制御が行えること。
- 下記の点について記載があるコンソーシアム契約書を締結すること。
 - ✓ コンソーシアム事業者がEMS機能または、エネルギー管理支援サービスを継続提供できなくなった場合は、幹事社がそのサービスを代わって継続提供すること。
 - ✓ コンソーシアム事業者がS I Iへエネルギーデータの報告（P. 12⑥（C））が行えない場合、幹事社がコンソーシアム事業者に代わって報告すること。
 - ✓ コンソーシアム内の情報セキュリティに関する取扱いについて規定化すること。
- コンソーシアムから離脱する事業者（幹事社含む）が発生する場合は、速やかにS I Iへ報告すること。

1. 全体概要

1-5 エネマネ事業者の業務概要

エネマネ事業者は、本事業において以下の業務を行わなければならない。

なお、S I I や申請者からの問い合わせや不備対応等に対し、確実に対応すること。

① 問い合わせ窓口の設置・公表と対応

本事業の関する問い合わせ窓口（TEL・Mail等）を設置・公表し、事業者からの問い合わせに対応すること。

② 補助金申請の手続代行

エネルギー管理支援サービス締結予定の事業者を代行して申請書類を作成し、S I I へ補助金申請の手続代行を行うこと。

※申請書類の省エネルギー量計算は、原則エネマネ事業者のエネルギー管理士の資格を有する者が内容を証明すること。

③ EMSの導入支援

S I I からの交付決定後、エネマネ事業者はEMSの導入を支援すること。

④ 実績報告の手続代行

事業者を代行して実績報告書類を作成し、S I I へ代行報告を行うこと。

※S I I が導入事業所での確定検査を行う場合、エネマネ事業者は必ず立ち会うこと。

⑤ エネルギー管理支援サービスの提供

事業者と共同で検討した省エネルギー計画および契約内容に基づき、継続的なエネルギー管理支援サービスを提供すること。

⑥ 成果報告の手続代行

事業完了日の翌年度4月～3月の期間に対し、下記3点を翌々年度5月末までにS I I へ代行報告すること。成果報告は3年間実施すること。

※事業完了日から3月末までのデータも取得し、S I I が求めた場合は報告できること。

A) 省エネルギー実績

事業所全体、補助対象設備、エネルギー管理支援サービスによる省エネルギー実績。

※省エネルギー実績が計画値に対して未達の場合は、支払い済みの補助金が返還となる場合がある。

B) 省エネ診断結果

エネルギー管理支援サービスに基づく省エネ診断結果。

※事業者に提出した同じ内容の診断結果をS I I へ提出すること。

C) エネルギーデータ

S I I の指定するフォーマットでのエネルギーデータ。

※S I I の指定するフォーマットはエネマネ事業者ポータルで確認すること。

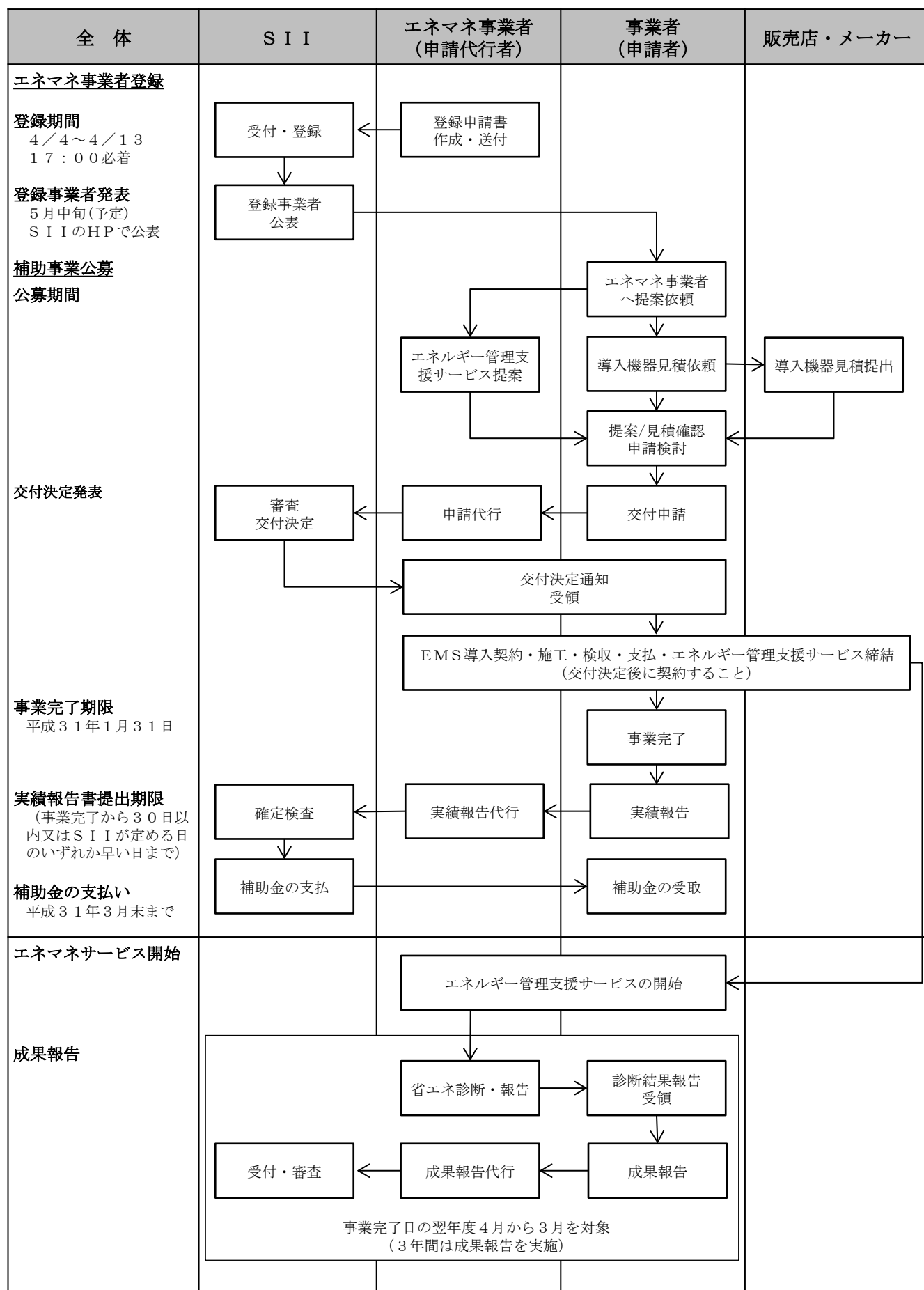
※提出されたデータは、統計的な処理等をされた後に公表する場合がある。

⑦ 調査等への対応

国やS I I から、本事業に関連する調査やアンケート等の依頼があった場合は、必ず対応すること。

1. 全体概要

(参考)エネマネ事業者の業務全体像とスケジュール



2. エネマネ事業者の登録要件

2. エネマネ事業者の登録要件

2-1 エネマネ事業者登録要件

以下、(1)～(3)を満たすことを登録要件とする。登録申請書類にて、登録要件を満たしていることをSIIが確認後、エネマネ事業者としての登録を行う。

(1) 事業者要件

下記の①～⑤要件を満たしていること。

- ① 日本国内において登記された法人であること。
- ② 本事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
※ 直近の決算において債務超過の場合は対象外とする。コンソーシアムを構成する場合、幹事社がコンソーシアム事業者の②の要件を担保することを認める。
- ③ 経済産業省所管の補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 登録書類（別紙1）「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと。
- ⑤ 本事業に携わる部署において情報セキュリティ対策の管理が実施されていること。
(JISQ27001相当の第三者認証取得が望ましい)

(2) システム要件

SIIが指定する機能（P. 17別表I）を保持しているEMSを提供できること。

(3) サービス要件

事業者を代行して補助事業に申請し、SIIが指定する下記①～④のエネルギー管理支援サービスを提供できること。

① 省エネルギー計画の立案

事業実施前の工場・事業場全体のエネルギー使用量を把握し、設備更新やEMS導入による省エネルギー計画を立案すること。

② 省エネルギー計画の確実な実施

事前に立案した省エネルギー計画に基づき、継続的な見直し等を行いながら事業者と共同で計画省エネルギー量を達成すること。

③ 省エネルギー実績の把握と報告

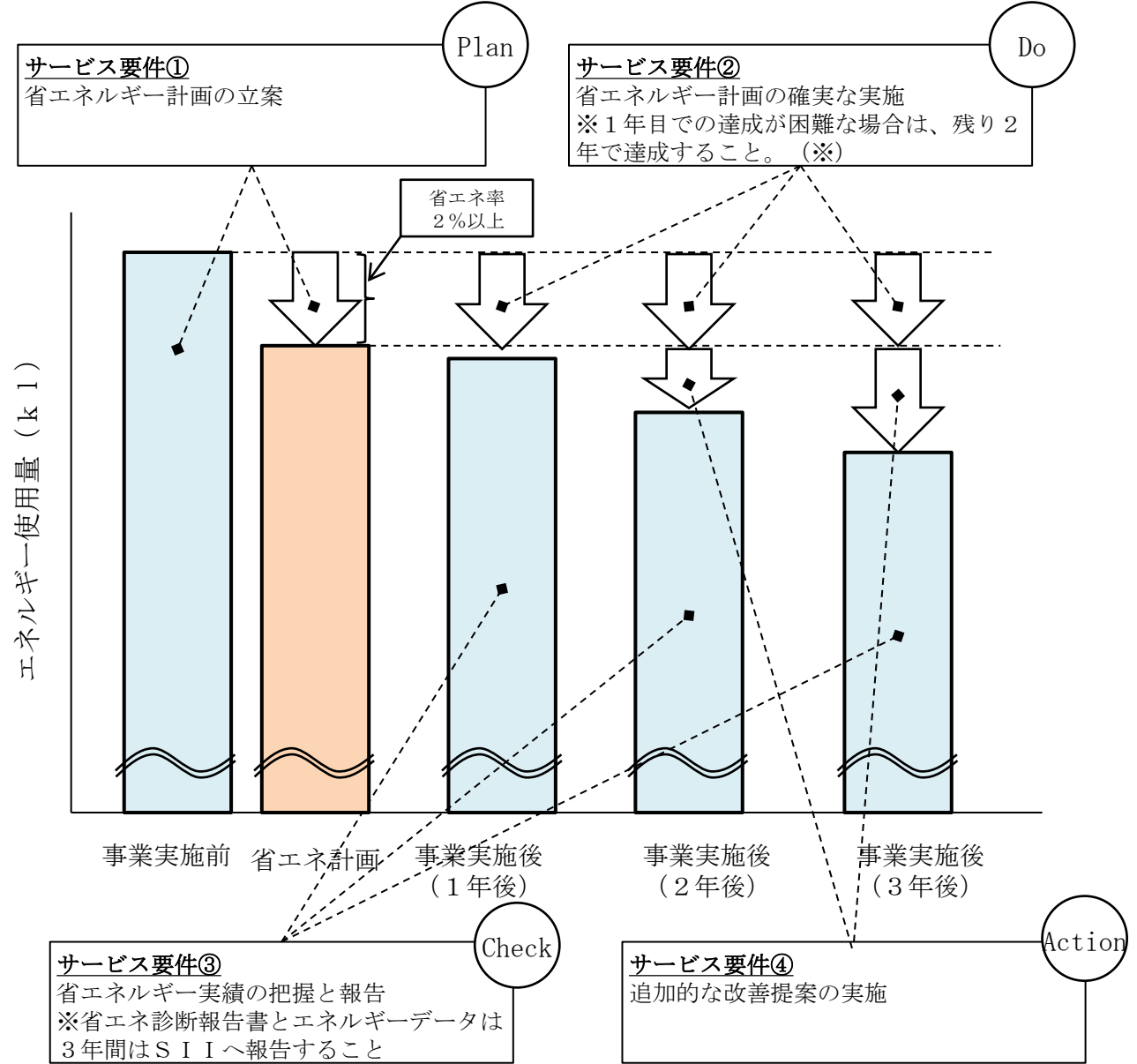
エネルギー管理支援サービス契約に定められた頻度（最低1年に1回以上）で事業者由省エネルギー実績を報告すること。（報告すべき内容は次頁参照）

④ 追加的な改善提案の実施

省エネルギー実績を踏まえて実施計画を見直し、更なる省エネルギー効果が得られるよう追加的な改善提案を行うこと。

2. エネマネ事業者の登録要件

(補足) サービス要件のイメージ



<省エネ実績報告書に記載すべき内容>

- 省エネルギー量実績 (全体・燃料種別)
 - 前年度エネルギー使用量
 - 今年度エネルギー使用量
 - 計画省エネルギー量達成率
 - 気温・生産量等に関する補正計算方法
- 省エネルギー量内訳と評価
 - 今年度実施施策一覧と評価
 - 実施施策別省エネルギー量
 - ✓ 設備更新による省エネルギー量
 - ✓ エネルギー管理支援サービスによる省エネルギー量 (制御・運用改善・他)
 - ✓ その他、自助努力等による省エネルギー量
 - 実施施策別費用対効果
 - 次年度以降の継続要否 他

(※) 設備更新分の計画省エネルギー量は、原則1年目に達成すること

2. エネマネ事業者の登録要件

別表Ⅰ システム要件表

区分	No.	項目	要件
導入拠点	1	エネルギーの計測（※1）	• No. 2 の見える化機能の実現および、エネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測を行えること。 • 更新設備および受電電力量の計測は必須とする。 • ガス・油等は計測を行わず、1ヶ月以内の検針票値入力でも可とする。
	2	見える化	• 電力・ガスその他エネルギーを含め、1ヶ月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量を統一単位（原油換算k1）で閲覧できること。 • 電力は全体と設備カテゴリ別（空調・照明等）の30分以内の電力消費量を閲覧できること。 • Webブラウザ経由での閲覧でも可とする。
	3	接続機器の制御	• エネルギー管理支援サービスに必要な制御が行えること。 • 電力は30分受電電力量目標値の設定をした上で、目標値以下となるような自動制御を行う機能を有すること。
	4	制御ログの保存	• EMSによる制御効果を把握するために、必要な制御ログ等を取得・保存できること。（アンサーバック等）
	5	短期的な通信遮断への対応（※2）	• 短期的な通信遮断により、センターシステムとの通信が一時的に遮断されても、導入拠点のEMSで制御・計測・データ保存を継続し、通信回復後にセンターシステムに通信遮断時間分のデータを連携できること。
	6	スタンドアロン稼働	• センターシステムとの通信を完全に遮断した場合でも、スタンドアロンでEMSを継続的に使用できること。 • 機器やソフトウェアの追加を行うことも可。 • 有償・無償は問わない。
センターシステム	7	遠隔管理	• 幹事社が管理するセンターサーバーで、コンソーシアム事業者分も含めて接続されている全工場・事業場の遠隔管理を行えること。 • 遠隔管理とは遠隔制御（ON/OFF等）や制御設定変更（目標値変更等）機能と、No. 2と同じ見える化機能のことを言う。
	8	データ保存（※3）	• SIIが指定するフォーマットでデータ3年間のデータ報告を行うために、必要な粒度・項目・期間でデータ保存が行えること。

※1 電気、ガス、石油、熱等の外部購入エネルギー。内部で発生する熱等は対象外。
※2 24時間以上は拠点EMSにデータを保存できること。
※3 指定報告フォーマット(属性・月間値・30分値)はエネマネ事業者ポータルからダウンロードして確認すること。

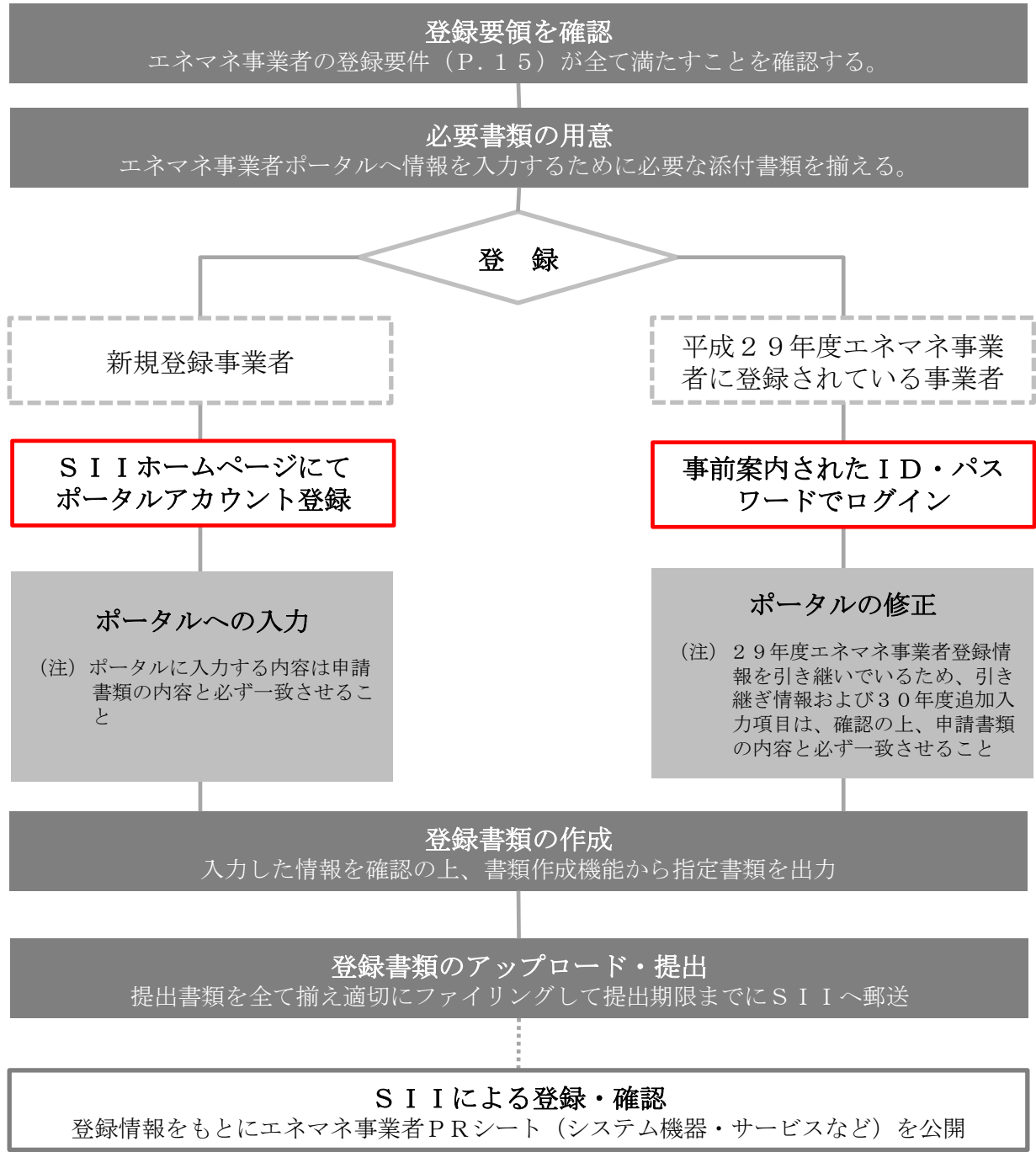
3. エネマネ事業者への登録方法

3. エネマネ事業者への登録方法

3-1 登録の流れ

登録事業者はS I I ホームページ (<https://sii.or.jp/>) にてアカウントを取得し、エネマネ事業者ポータルにログイン。必要事項を入力して、申請書類を作成すること。

平成29年度エネマネ事業者に登録されている事業者は、事前案内したアカウントでログインし、申請書類を作成すること。（幹事社の変更が発生する場合は新規登録となります。）



登録に際し、質問等はメール（ems01@sii.or.jp）にて承ります。
個別に来社頂いての質問はご遠慮ください。

3. エネマネ事業者への登録方法

3-2 提出書類

No	書類名称		様式	提出者※1				注意事項
				継続※2		新規		
				幹事社	コンソ	幹事社	コンソ	
1	(様式1) エネマネ事業者登録申請書		ポータル出力	●		●		・ 幹事社が記入・押印（代表者印）
2	(別紙) エネマネ事業者登録申請書		ポータル出力		●		●	・ コンソーシアム事業者が記入・押印（代表者印） ・ 押印に時間がかかる場合、複数作成し別々に押印し作成可とする
3	(様式2) 事業者概要書		ポータル出力	●	●	●	●	
4	(様式3) 実施体制図		ダウンロード	※3		●		・ コンソーシアムを構成する場合、コンソーシアムの範囲と各社の役割がわかるように記載
			アップロード					
5	(様式4) システム概要書・確認書		ポータル出力	※3		●		・ 複数のシステム・機器を提案する場合は、システム・機器ごとに1枚ずつ作成・提出
			アップロード					
6	(別紙1) 暴力団排除に関する誓約事項		ダウンロード	●	●	●	●	
7	(別紙2) 役員名簿		ダウンロード	●	●	●	●	・ 書類提出時点の、全ての役員を記載（執行役員を除く）
8	商業登記簿謄本		自由	●	●	●	●	・ 原本コピー可、オンライン請求PDF可
9	会社概要		自由			●	●	・ 会社パンフレット等
10	決算書		自由	●	●	●	●	・ 直近1年分で単独決算の貸借対照表を添付すること
11	コンプライアンス体制図		自由			●	●	・ 社内で決済されたコンプライアンス遵守の仕組みがわかる規定及び体制図を提出
12	情報セキュリティポリシー等		自由			●	●	・ 社内で決済された情報管理における取り組みがわかる資料 ・ 第三者認証を取得している場合、認証証明書、社内規定のコピー等
13	システム・機器の概算見積り		自由	※3		●		・ 様式4におけるイニシャルコストの概算見積り（全システム分）
14	エネルギー管理支援サービス契約書（案文可）		自由	※3	※3	●	●	・ 報告時の個人情報の提供、補助金の返還等、補助金に 関係する必要な文言を反映すること ・ SIIが指定する4つのサービス要件が提供できる文言を反映すること
			アップロード					
15	エネルギー管理支援サービスにおける省エネ診断報告書のサンプル		自由	※3	※3	●	●	・ 省エネ診断報告書等とその内容を踏まえた改善事例等の実例を提示すること（顧客名称はマスキングすること） ・ コンソーシアムを構成する場合で、サービス契約書が異なる場合は全コンソーシアム分提出
16	カタログ類	EMSカタログ/仕様書 構成製品カタログ/仕様書 サービスカタログ/仕様書 各価格表	自由	※3		●		・ 提案するEMSのシステム概要、構成する製品のスペック、価格等がわかる書類を添付すること ・ カatalogが無い場合も製品のスペック、価格等が説明できる資料を添付すること
複数の事業者でコンソーシアムを構成する場合								
17	コンソーシアム締結契約書（案文可）		自由	●		●		・ 本事業に参加するにあたり、コンソーシアム各社間で交わす契約書
			アップロード					

※1 エネマネ事業者として1社単独登録申請時の提出書類は、【幹事社】列を確認し作成すること

※2 平成29年度から継続して登録する場合は、【継続】列を確認し作成すること。

※3 平成29年度からの追加・変更がある場合のみ提出すること。ただし、アップロードが必要な書類は作成して（書類No. 4、5、14）エネマネ事業者ポータルへアップロードすること。

3. エネマネ事業者への登録方法

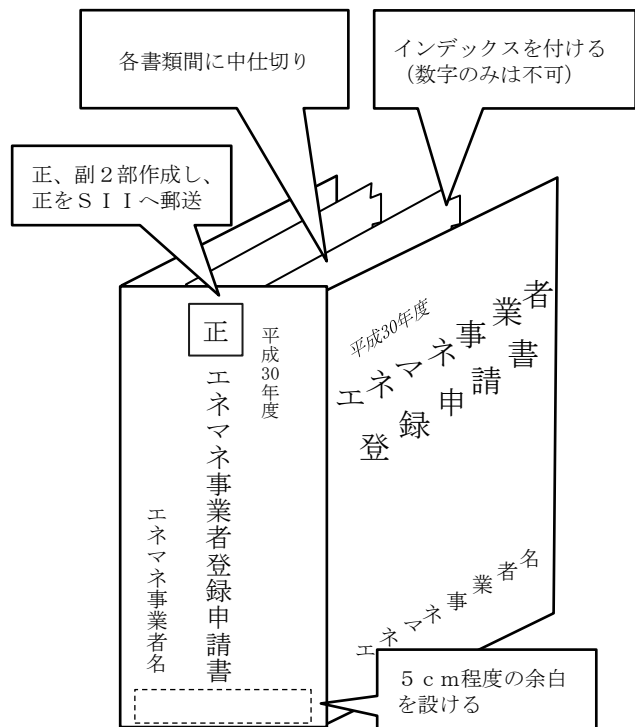
3-3 提出方法

- ・ 提出書類に不備・不足等があると選考の対象にならない場合があるので注意すること
- ・ 指定書式の書類は、原則すべての項目について記載すること
- ・ 関係箇所が判別し難い書類（カタログや価格表、契約案等）は付箋やマーカーで目印をつけること

◆ファイルの作成方法

登録申請書は『正』『副』各1部、合計2部作成。『正』は、朱印付きの原紙等を綴じてS I Iへ提出。

『副』は『正』をそのまま複写し、担当者が保管すること。



【注意事項】

- ・該当書類はA4ファイル(2穴、ハードタイプ)綴じとし、**表紙及び背表紙に事業名称、申請書名称、及びエネマネ事業者名を記載すること**
 - ・ファイルは、書類に応じた厚さにすること
 - ・全ての書類は穴を開け、直接ファイリング。
(クリアフォルダには入れない)
- 書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴がからないようにすること
- ・袋とじは不可
 - ・書類のホッチキス止め不可
 - ・各書類の最初には、「提出書類一覧」に示す提出書類名称を記載したインデックス付の中仕切りを挿入すること
- (書類自体にはインデックスを付けない)
- 提出書類は、全て写しをとり控え書類『副』を作成、保管すること。保管書類をもってSIIからの問い合わせに対応できるようにすること。
- 写し書類で申請することがないようにすること

3-4 登録申請期間

平成30年4月4日（水） ～ 平成30年4月13日（金） 17時必着

※提出書類は、原則配送状態が確認できる手段で郵送すること。

但し、S I I に直接持ち込む場合は事前にS I I に連絡し、アポイントを取った上で持参すること。

3-5 お問い合わせ・提出先

【お問い合わせ先】

TEL 03-5565-4773 (受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～17:00)

M a i l ems01@sii.or.jp ※原則、メールでのお問い合わせをお願いいたします。

【エネマネ事業者登録申請書ファイル提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル5階

一般社団法人環境共創イニシアチブ 審査第一グループ

平成30年度 エネマネ事業者登録担当 宛

4. 登録書類の作成例

4. 登録書類の作成例

■ 書類について

区 分	説 明
ポータル出力	エネマネ事業者ポータルに入力した内容が、指定の書類形式で出力されます。
ダウンロード	エネマネ事業者ポータルのトップページからフォーマットをダウンロードし、必要事項を記入して提出してください。
アップロード	作成した書類をエネマネ事業者ポータルへアップロードしてください。
自由	指定様式は無いため、各エネマネ事業者で用意してください。

4. 登録書類の作成例

4-1 (様式1)エネマネ事業者登録申請書

ポータル出力

(様式1)

平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

住 所 東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号

申 請 者 事業者名 〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 環境 太郎

役職は登記簿とあわせること

印

登録された印鑑を押印すること

平成30年度 エネマネ事業者 登録申請書

平成30年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）におけるエネマネ事業者として、登録を申請いたします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）交付規程、及びエネマネ事業者登録要領（平成30年4月4日）の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

4. 登録書類の作成例

4-1 (別紙)エネマネ事業者登録申請書

ポータル出力

(別紙)

(/)

平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日

平成30年度 エネマネ事業者 登録申請書
(コンソーシアム事業者)

住 所 東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号

申 請 者 事業者名 株式会社〇〇

代表者名 代表取締役 効率 良子

役職は登記簿とあわせること

印

登録された印鑑を押印すること

コンソーシアムを構成する全事業者が押印すること

4. 登録書類の作成例

4-2 (様式2)事業者概要書

ポータル出力

(様式2)

(/)

事業者概要書

1. 事業者情報

フリガナ	〇〇カブシキガイシャ		
事業者名	〇〇株式会社		
所在地	〒 〇	〇号	
代表者氏名	環境		
設立年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	資本金(万円)	1,000
業種	製造業 / 電気機械器具製造業		
会社HP	https://www.〇〇〇.co.jp		

P. 33の「日本標準産業分類」を参考を選択すること

2. 担当者情報

S I I から直接問合せが可能な実務担当者情報を入力すること。
事業責任者等を記載しないこと

住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 東京都中央区		
	〇〇町〇丁目〇番〇号		
所属	〇〇事業部		
役職	主任		
担当者氏名	〇〇 〇〇	携帯電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
MAIL	〇〇〇@〇〇〇.co.jp		

複数の担当者に配信されるグループアドレスではなく、
個人アドレスとすること。グループアドレスを登録する場合は、
担当者が責任を持ってS I I からの連絡に対応すること

3. 決算情報

	資産合計(百万円)	負債合計(百万円)	純資産合計(百万円)
最新期	1,000	300	700

4. 登録書類の作成例

4-3（様式3）実施体制図

ダウンロード

アップロード

(様式3)

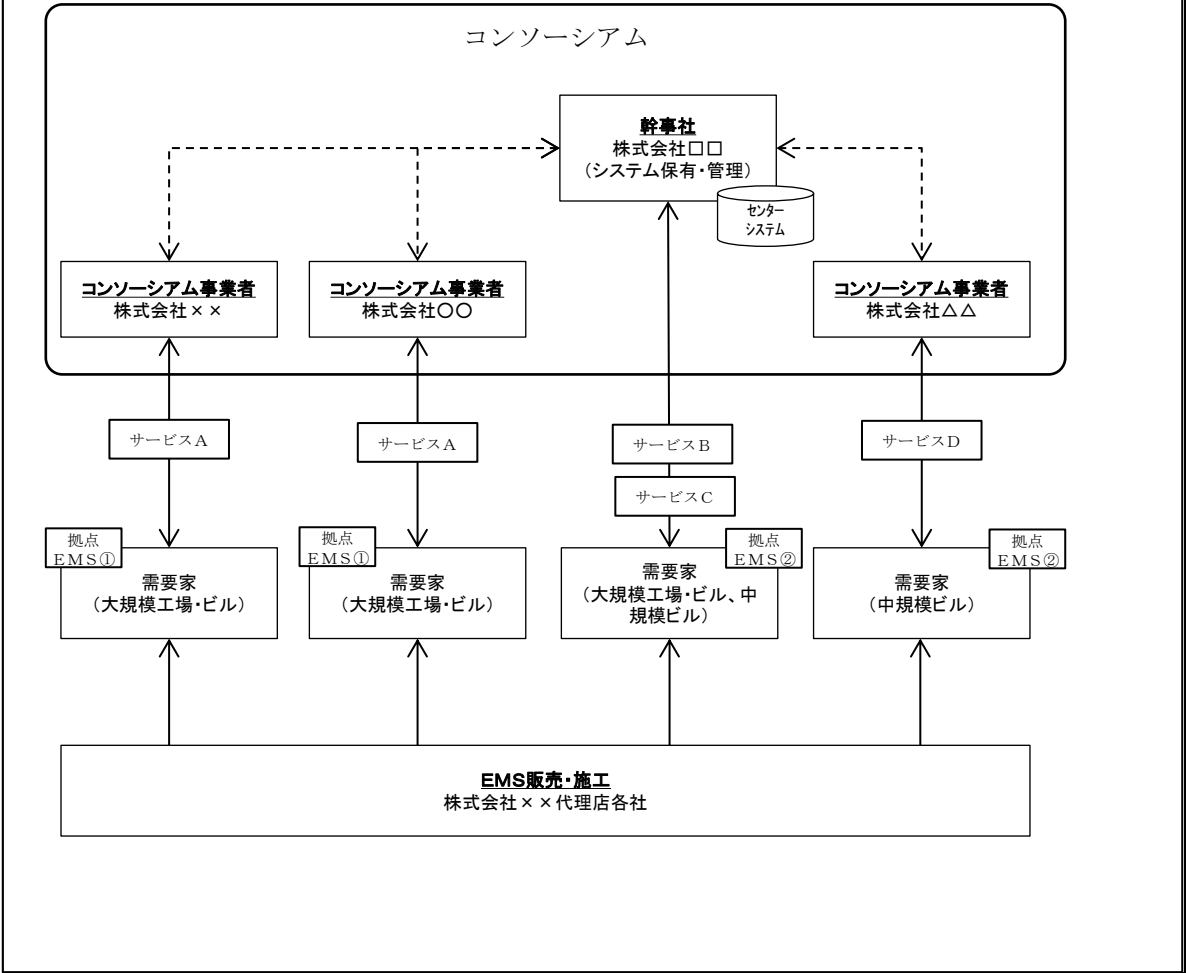
実施体制図

※効果的なエネルギー管理支援サービスを提供するための、具体的な体制を記載すること。

事業者名	株式会社□□					
コンソーシアム 事業者名 ※該当者のみ	1	株式会社××	7		13	
	2	株式会社○○	8		14	
	3	株式会社△△	9		15	
	4		10		16	
	5		11		17	
	6		12		18	

体制図

- ※幹事社・コンソーシアム事業者を明確にすること
- ※様式4のシステム管理者やサービス提供者がわかるようにすること
- ※EMSの販売および施工をコンソーシアム外で行う場合は、体制図に記載すること



4. 登録書類の作成例

4-4 (様式4)システム概要書

ポータル出力

アップロード

(様式4)

システム概要書

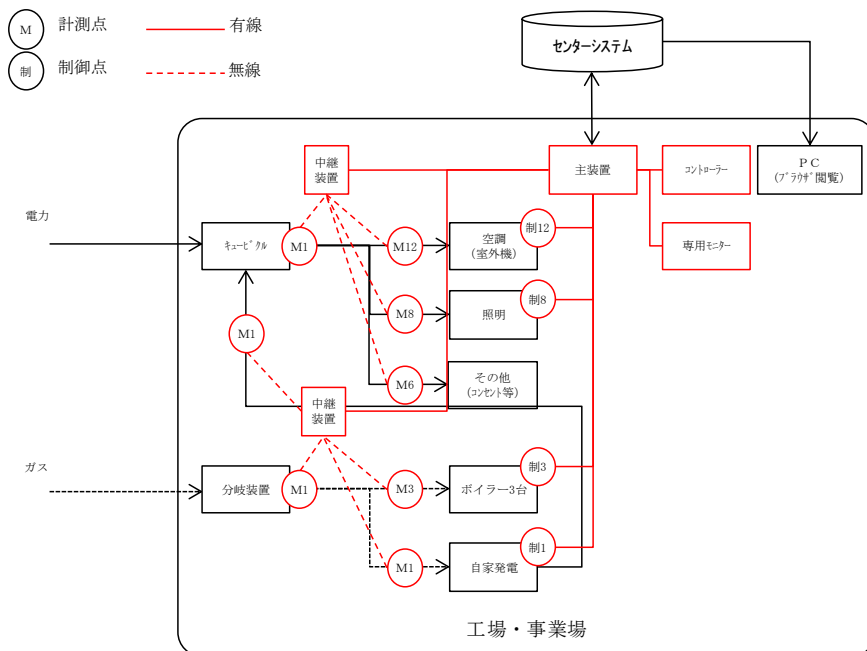
1. システムスペック

システム・機器名称	〇〇EMS・Standard										
対象業種	卸売業、小売業、金融業・保険業、医療、福祉						対象規模	☒ 低圧	☐ 高圧 小口	☐ 高圧	☐ 特別 高圧
最大計測点数	無制限	計測可能 エネルギー種	☒ 電力 ☐ ガス ☐ 油 ☐ 熱 ☐ 水 ☐ その他 ()								
最大制御点数	500	制御可能機器	☒ 空 ☐ 照 ☐ 冷 ☐ 自 ☐ コ ☐ ボ ☒ 蓄 ☐ 生産 ☐ 他 ()								
スタンドアロン 利用変更	有償	スタンドアロン 利用方法	○○								

2. 主要なシステム構成

業種	卸売業、小売業			契約電力	1500kW
計測点数	33点（電力28点、ガス5点）		制御点数	23点（空調12点、照明8点、ボイラ3点）	

※想定する工場・事業場への具体的な導入構成を記載すること
 ※計測点数・制御点数を明確にすること
 ※補助対象範囲は色を変えるなど、わかるようにすること



3. 概算見積金額

初期費用（EMS）	
合計	¥5,500,000
設備費	¥3,000,000
工事費	¥2,000,000
その他	¥500,000

4. 登録主装置

名称	メーカー
○○○○○○	○○○○
型番	主装置価格
sample-001	¥500,000

4. 登録書類の作成例

4-4 (様式4)システム確認書

ポータル出力

システム・機器名称			〇〇EMS・Standard	
区分	No.	項目	確認	要件
導入拠点	1	エネルギーの計測 (※1)	☐	システム要件を満たす説明をポータルへ入力すること
	2	見える化	☐	
	3	接続機器の制御	☐	
	4	制御ログの保存	☐	
	5	短期的な通信遮断への対応 (※2)	☐	
	6	スタンドアロン稼働	有償	
☒ 無償				
センターシステム	7	遠隔管理	☐	継続方法を選択し、継続使用の対応方法を要件の欄に入力すること
	8	データ保存 (※3)	☐	

※1 電気、ガス、石油、熱等の外部購入エネルギー。内部で発生する熱等は対象外。
※2 24時間以上は拠点EMSにデータを保存できること。
※3 指定報告フォーマット (属性・月間値・30分値) はエネマネ事業者ポータルからダウンロードして確認すること。

4. 登録書類の作成例

4-5（別紙1）暴力団排除に関する誓約事項

ダウンロード

（別紙1）

コンソーシアムを構成して応募する場合は
全事業者分提出すること

平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日

事業者名 〇〇株式会社

様式1の日付に
合わせることを

下記記載の「暴力団排除に関する誓約事項」について熟読し、理解の上、これに同意します。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

4. 登録書類の作成例

4-6 (別紙2)役員名簿

ダウンロード

(別紙 2)

コンソーシアムを構成して応募する場合は
全事業者分提出すること

平成 ○○ 年 ○ 月 ○○ 日

事業者名 ○○株式会社

様式1の日付に
合わせることに

役員名簿

[illegible]

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

4. 登録書類の作成例

4-7 (参考)エネマネ事業者PRシートについて

エネマネ事業者の登録完了後、エネマネ事業者ポータルに入力された情報を基に「エネマネ事業者PRシート」を作成しホームページに公開します。（PRシートはS I Iで作成します）

多くの一般の事業者が情報閲覧することを踏まえ、略式名称等の入力は避け、わかりやすい表

記・表現で入力してください。

また、誤字脱字のないよう、ご注意ください。

[illegible]

※レイアウトは変更になる場合があります。

4. 登録書類の作成例

4-8 (参考)日本標準産業分類

大分類	中分類	分類項目名	大分類	中分類	分類項目名
A	農業、林業	01 農業		53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
		02 林業		54	機械器具卸売業
B	漁業	03 漁業(水産養殖業を除く)		55	その他の卸売業
		04 水産養殖業		56	各種商品小売業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業		57	織物・衣服・身の回り品小売業
				58	飲食料品小売業
				59	機械器具小売業
D	建設業	06 総合工事業		60	その他の小売業
		07 職別工事業(設備工事業を除く)		61	無店舗小売業
		08 設備工事業	J	金融業・保険業	62 銀行業
E	製造業	09 食料品製造業		63	協同組織金融業
		10 飲料・たばこ・飼料製造業		64	貸金業、クレジットカード業等 非預金信用機関
		11 繊維工業		65	金融商品取引業、商品先物取引業
		12 木材・木製品製造業(家具を除く)		66	補助的金融業等
		13 家具・装備品製造業		67	保険業(保険媒介代理業、 保険サービス業を含む)
		14 パルプ・紙・紙加工品製造業	K	不動産業、物品 賃貸業	68 不動産取引業
		15 印刷・同関連業		69	不動産賃貸業・管理業
		16 化学工業		70	物品賃貸業
		17 石油製品・石炭製品製造業	L	学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関
		18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)		72	専門サービス業(他に分類されないもの)
		19 ゴム製品製造業		73	広告業
		20 なめし革・同製品・毛皮製造業		74	技術サービス業(他に分類されないもの)
		21 窯業・土石製品製造業	M	宿泊業、飲食 サービス業	75 宿泊業
		22 鉄鋼業		76	飲食店
		23 非鉄金属製造業		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
		24 金属製品製造業	N	生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
		25 はん用機械器具製造業		79	その他の生活関連サービス業
		26 生産用機械器具製造業		80	娯楽業
		27 業務用機械器具製造業	O	教育、学習支援業	81 学校教育
		28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		82	その他の教育、学習支援業
		29 電気機械器具製造業	P	医療、福祉	83 医療業
		30 情報通信機械器具製造業		84	保健衛生
		31 輸送用機械器具製造業		85	社会保険・社会福祉・介護事業
		32 その他の製造業	Q	複合サービス事業	86 郵便局
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業		87	協同組合(他に分類されないもの)
		34 ガス業	R	サービス業(他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業
		35 熱供給業		89	自動車整備業
		36 水道業		90	機械等修理業(別掲を除く)
G	情報通信業	37 通信業		91	職業紹介・労働者派遣業
		38 放送業		92	その他の事業サービス業
		39 情報サービス業		93	政治・経済・文化団体
		40 インターネット附随サービス業		94	宗教
		41 映像・音声・文字情報制作業		95	その他のサービス業
H	運輸業、郵便業	42 鉄道業		96	外国公務
		43 道路旅客運送業	S	公務(他に分類されるものを除く)	97 国家公務
		44 道路貨物運送業		98	地方公務
		45 水運業			
		46 航空運輸業	T	分類不能の産業	99 分類不能の産業
		47 倉庫業			
		48 運輸に附帯するサービス業			
		49 郵便業(信書便事業を含む)			
I	卸売業、小売業	50 各種商品卸売業			
		51 繊維・衣服等卸売業			
		52 飲食料品卸売業			



〔書類郵送先〕 〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル5階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ

平成30年度 エネマネ事業者登録担当 宛

〔問い合わせ先〕 TEL : 03-5565-4773 (受付時間: 平日 10:00~12:00、13:00~17:00)

Mail: ems01@sii.or.jp

〔SIIホームページ〕 <https://sii.or.jp/>